

平成23年3月23日

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の 一部負担金等の取扱いについて（その3）

【取扱いについてのポイント】

対象者であるかを確認（窓口での支払が猶予される）
患者負担を含めて10割をレセプトで請求
当面5月診療分までが猶予対象

【取扱いについての詳細】

医療機関の対応等

- (1) 下記の対象者の申し立てをした者について、被保険者証等から被災地区居住者2であることを確認し、その内容を診療録の備考欄に簡潔に記録。

被保険者証等が提示できない場合は以下を確認しておく

社会保険の場合（高齢受給者も含む）

氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先

国民健康保険、（高齢受給者も含む）・後期高齢者

氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の場合は組合名)

上記、の内容は診療録に記録する

- (2) この事務連絡に基づき猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡予定。

一部負担金等の対象

- ・ 一部負担金
- ・ 食事療養標準負担額
- ・ 生活療養標準負担額
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

取扱いの期間

当面、5月診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予。

ただし、次の場合は以下に示す期間

1 の 場合：5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間

1 の 場合：5月までのうち当該指示が解除されるまでの間

対象者

1 及び 2 のいずれにも該当する者であること。

1 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

主たる生計維持者の行方が不明である旨

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨

2 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村のうち、以下の市町村。

【青森県】八戸市、上北郡おいらせ町

【岩手県】全34市町村

【宮城県】全35市町村

【福島県】全59市町村

【茨城県】水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

【栃木県】宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

【千葉県】旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里

(平成23年3月17日14時00分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする)

【長野県】下水内郡栄村

【新潟県】十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町

(平成23年3月13日19時00分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする)(地震の発生以後、2の適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む)

該当通知

平成23年3月23日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者等の一部負担金等の取扱いについて(その3)